平成27年第2回定例会総務委員会会議録

平成27年6月22日 午前10時~午前10時53分 全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀 委員長 石引 礼穂 副委員長 金剛寺 博 委 員 山宮留美子 委 員 山﨑 孝一 委 員 寺田 寿夫 委 員 鴻巣 義則 委 員

執行部説明者

市長 中山 一生 副市長 川村 光男 総務部長 直井 幸男 総合政策部長 松尾 健治 危機管理監 出水田正志 議会事務局長 青山 悦也 会計管理者 大竹 健夫 市長公室長 松田 浩行 危機管理室長 中島 史順 人事行政課長 石引 照朗 財政課長 飯田 俊明 税務課長 森田 洋一 納税課長 岡野 雅行 契約檢查課長 栗山 幸一 企画課長 宮川 崇 資産管理課長 飯田 光也 情報政策課長 永井 正 シティセールス課長 大野 雅之 昭 会計課長 川村 監查委員事務局長 酒川 栄治 企画課長補佐 廣田 裕一(書記)

事務局

主 査 仲村 真一 副主査 矢野 美穂

議題

議案第1号 龍ケ崎市最上位計画策定審議会条例について

議案第3号 龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例等の一部を改正する条例 について

議案第4号 龍ケ崎市行政経営評価委員会条例の一部を改正する条例について

議案第8号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第1号)の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市税条例等の一部を 改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市都市計画税条例の 一部を改正する条例について)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第9号)の所管事項)

平成27年請願第6号

龍ケ崎市住民の合意を得ないまま龍ケ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止することを求める請願

平成27年請願第7号

「安全保障関連法案」の廃止へ意見書提出を求める請願

後藤委員長

おはようございます。

委員の皆様に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第8号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項、平成27年請願第6号、平成27年請願第7号の9案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ケ崎市最上位計画策定審議会条例について、執行部から説明願います。

松尾総合政策部長

それでは、お手元の議案書の1ページをごらんください。

議案第1号 龍ケ崎市最上位計画策定審議会条例であります。

この条例につきましては、本市の最上位計画でありますふるさと龍ケ崎戦略プランの計画期間が平成28年度までとなっておりますことから、本年度から来年度の2カ年度において、次期のふるさと龍ケ崎戦略プランを策定するために同プランの策定に関しまして、市長の諮問に応じて必要な事項を審議するための審議会を設置するため、本条例を制定するというものでございます。

第1条につきましては、ただいま申し上げたとおりです。

第2条,所掌事務でございます。当審議会につきましては,市長の諮問に応じて最上位計画の策定 に関し,必要な事項を調査,審議するというものでございます。

それから、第3条、組織でございます。委員として、13人以内で組織をするということ。第2項におきまして、第1号で関係団体等の代表者、またはその指名する者、2号で学識経験者、3号で公募の市民とそれぞれ規定しております。

それから、第4条で、任期について定めております。諮問に係る調査、審議が終了するまでという ことでございます。

それから、第5条、会長及び副会長ということで、こちらについては、いわゆるお決まりの条文でございますが、会長及び副会長の選任方法について定めております。委員の互選によるということでございます。そして、第2項で、会長は審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる旨、副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する旨でございます。

2ページです。

第6条,会議でございます。審議会の会議につきましては、会長が招集すること。それから、第2項で、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこと。第3項で、議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるということでございます。

第7条, 庶務でございます。審議会の庶務については、総合政策部企画課において処理することになります。

それから, 第8条が, 委任譲渡でございます。

それから、付則でございます。施行期日につきましては、平成27年9月1日としております。

あわせまして、付則で、龍ケ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、当審議会の委員、会長及び委員の日額報酬を追加しようとするものでございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

質問いたします。

1つは、第3条第2項のところの公募の市民の公募の方法なんですけれども、前に無作為抽出というお話も聞いていましたけれども、この間の質疑の中では、りゅうほ一等で公募するというお話もありましたので、その点決められているのかどうかという点と、あと、今のふるさと龍ケ崎戦略プランというのは、平成22年度から28年度までの計画となっていますけれども、その後の計画をつくるに当たって、この審議会はいつ頃から始まる予定をしているかについてお尋ねいたします。

宮川企画課長

まず,公募市民についての募集方法ですけれども,無作為抽出及びいわゆる手上げ方式,両方ありますけれども,まだ具体的にどちらということはまだ決定していないという状況でございます。

それから、この条例審議会については、これは9月から施行でございますから、募集をして、決まり次第なるべく早く、年内というふうに一応考えているところです。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議 ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして,議案第3号 龍ケ崎市男女共同参画推進委員会設置条例等の一部を改正する条例について,執行部から説明願います。

松尾総合政策部長

それでは、議案書の5ページ、それから、新旧対照表の1ページをごらんください。

本条例につきましては、龍ケ崎市まちづくり基本条例が本年9月1日に施行となりますことから、同条例の規定内容と整合を図る必要がある条例、27件について一括して改正を行おうとするものでございます。このため、改正条文については、全部で27条と多くなっておりますけれども、内容は同様のものが多いことから総括的に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条, それから第2条, 第3条, 続いて2ページの第4条まで内容的に同じでございます。

龍ケ崎市まちづくり基本条例第21条,附属機関への参加の規定により,附属機関の構成委員は原則として公募の市民を加えるものとすることから,字句を公募の市民というものに統一をするということ,それから,市民の定義を明確にするため,同条例第3条第1号に規定する市民とすることを明文化するというものでございます。これにより,附属機関の委員構成については,市内在住者ばかりではなく,市内に通勤・通学する者,それから市内で公益活動等を行う者など,幅広い市民の参加のもと,協働によるまちづくりを推進しようとするものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページの第5条をごらんになってください。

龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、まちづくり基本条例第3条の市民の定義、それから第18条のまちづくりの参加の促進の規定内容に則しまして、龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例第6条、使用者の範囲について整合を図ろうとするものでございます。これによりまして、市民活動を行う幅広い市民や団体等がこの市民活動センターを使用する、この市民活動センターの利用に供することができるというものでございます。

続きまして、第6条、龍ケ崎市情報公開条例の一部改正でございます。こちらもまちづくり基本条例の第5条市民の権利、それから第16条情報共有の規定内容に則しまして、情報公開条例の第1条の

目的、それから第3条の実施期間、次のページになります。第3条の実施期間について、それぞれ市民の知る権利の保障等に係る文言を追加するとともに、実施期間の責務を改めまして、情報の公開を請求できるものについて整合を図るというものでございます。これによりまして、新たに市内で公益活動等を行う個人または法人、その他の団体についても情報公開の請求対象になるというようなものでございます。

続きまして,第7条,龍ケ崎市附属機関の会議の公開に関する条例の一部改正でございます。こちらも,まちづくり基本条例の16条情報共有の規定内容に則しまして改正をするものでございまして,第8条の見出し,それから条文中の文言について「閲覧」から「提供」というような文言の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページをごらんください。

ここからは、実は同じでして、第8条から27条については、先ほど説明した1条から4条と同様に、公募の市民という文言に統一するということ、それから、市民の定義をまちづくり基本条例と整合を図ろうとするものでございます。先ほど説明申し上げました1条から4条と同様の内容になっております。

今度は、新旧対照表の10ページをごらんください。

10ページの一番下,第27条でございます。龍ケ崎市都市計画審議会条例の一部改正,こちらの具体的な改正内容については、さらに次のページ、11ページになります。

こちらでも、公募の市民という文言を統一したわけなんですが、他の条項と違うところがあります。 といいますのは、この都市計画審議会条例につきましては、法令等の定めによりまして、市外に住所 を有することが必要となりますことから、公募の市民の次に「市内に住所を有する者に限る」という ことが他の条例と違うところでございます。

それから、現行条例では、この市民について、満20歳以上という規定がございますが、改正条例ではこれを削除するというふうにしております。これによりまして、他の条例と同様に龍ケ崎市附属機関等の取り扱いに関する要綱、第5条第3項の規定によりまして、18歳以上とするというような取り扱いになります。

続きまして、議案書の11ページをごらんください。

附則でございます。まず、施行期日でございますが、平成27年9月1日としております。

それから,第2項で,経過措置等について定めております。非常に多く書かれていますが,これも 共通しておりますので,総括的に説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目です。この条例の施行の際に、既に審議会等の委員として在任している者については、 改正後の条例に規定する委員として引き続き在任し、その任期は改正前の条例の規定による委嘱また は任命の日から起算するというものでございます。

2点目としまして、本条例の施行後、補充等により選任された委員の任期については、現委員の残任期間とするというような内容でございます。いずれも同様でございます。

ただし、第9条の龍ケ崎市社会教育委員に関する条例、第12条の龍ケ崎市立図書館の設置及び管理に関する条例、第17条の龍ケ崎市子ども・子育て会議条例の附属機関については、委員の任期が平成27年9月中、あるいは本年の10月までとなっておることから、新たに委員を委嘱する予定が現在のところありませんので、附則の中に規定はいたしておりません。

それから、現条例において、附属機関の委員が委嘱または任命されていない附属機関についても、同様に附則の規定はございません。ちなみに、第8条の龍ケ崎市特別職報酬等審議会条例の一部改正、第13条龍ケ崎市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正、第16条龍ケ崎市総合運動公園建設審議会条例の一部改正、第25条龍ケ崎市人・農地プラン審議会条例の一部改正につきましては、附則に盛り込んでございません。

説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

鴻巣委員

市民の定義ということでこれは変えるわけなので、ずっと本会議でも市民の定義とまちづくり条例 のときに、随分長い時間、審議をしてやったと思うんだけれども、都計審の場合は、上位法で市内に 住所がなくては駄目だということで、そのほかの場合は、市民ということは誰でもいい、日本国に籍のある人は全部、市民に近い感覚という、市内で働いている人とか通勤している人、あるいは活動しようとしている団体というのもあったと思うんだけれども、そこらのところの定義というか、応募してきたらしようがないんだろうけれども、やっぱり考えてやってもらう必要があるなということだけ、答弁を求めないけれども頭に入れておいてほしいなと。やっぱり、本当に龍ケ崎のことを考えてくれる人ならいいけれども、そうじゃなくて、ここでこういうような団体つくった、何をつくったといって、龍ケ崎にいるからということだけで権利があるというみたいになってしまうんで、そうじゃなくて、ある程度選ぶ段階で、ある程度は気をつけてほしいなというふうに一言つけ加えておきます。これは答弁いりません。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので、採決をいたします。議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして,議案第4号 龍ケ崎市行政経営評価委員会条例の一部を改正する条例について,執行部から説明願います。

松尾総合政策部長

議案第4号 龍ケ崎市行政経営評価委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにつきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定いたしますまち・ひと・しごと創生総合戦略について、ふるさと龍ケ崎戦略プラン及び行政改革大綱との一体的な推進と進行管理が肝要であることから、龍ケ崎市行政経営評価委員会の所掌事務にいわゆる地方版総合戦略に関する事項を追加するとともに、本年9月1日に施行されます龍ケ崎市まちづくり基本条例の趣旨に基づきまして、当委員会の組織に関する規定を改めようとするものでございます。

具体的には、新旧対照表の12ページをごらんください。

12ページの第1条設置というところに、ただいま申し上げました龍ケ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを追加しております。

それから,第2条の所掌事項の3号,こちらに総合戦略の進行管理に関する事項を追加しております。それから,同じく2項に総合戦略という文言を追加,それから,3項にも総合戦略という文言を追加しております。

それから、第3条1項の組織及び任期のところでは、先ほど申し上げたまちづくり基本条例の趣旨と同様の文言の整理ということで行っておりますが、現在の第3条の2号、一般市民5人となっておりますが、この中には各種団体等の代表者と公募の市民が入って5人となっております。そういった実態を踏まえまして、改正条例では、2号で関係団体の代表者またはその指名する者3人以内、3号で公募の市民2人以内というふうに現状に合わせるような形で修正をしております。

本条例の改正につきましては以上でありますが、議案書の20ページをごらんください。

附則でございます。施行期日につきましては、平成27年9月1日から施行するということ。それから、経過措置でございます。経過措置につきましても、まず、現委員の任期についてございます。現条例に規定する委員である者については、改正後の条例に規定する委員会の委員として引き続き存在し、その任期は改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するというものでございます。

経過措置の2つ目でございます。この条例の施行の日以後、平成28年6月17日までに新たに委員を委嘱した際の委員の任期につきましては、改正後の条例の規定、任期は3年ということなんですが、

改正後の条例の規定にかかわらず、平成28年6月17日までとすると。28年6月17日というのが現在の委員の任期でございまして、これに合わせるという趣旨でございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決をいたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第1号)の所管事項について、 執行部から説明願います。

直井総務部長

それでは、議案第8号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

別冊の資料のほうをお開けいただきたいと思います。別冊資料の1ページでございます。

議案第8号 平成27年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第1号)でございます。今回の補正につきましては、今年度初めての補正でございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,606万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ237億9,206万2,000円とするものでございます。

内容についてご説明をいたします。3ページのほうをお開けいただきたいと思います。

松尾総合政策部長

3ページの中段から下でございます。第2表、債務負担行為補正追加でございます。事項常磐線佐 貫駅駅名改称事業、期間平成27年度から平成29年度まで、限度額が3億2,900万円でございます。

駅名改称費用の削減効果が最も大きい平成29年4月1日の消費税等の税率改正時の改称を目標としております。JR東日本では、この消費税等の税率改正のため、料金システムの改修等の作業が本年10月頃から開始されると伺っております。その改修に駅名改称を盛り込んでいただくためには、本年8月から9月頃までに費用負担額などに関する協定を締結する必要があります。

実際の費用の支払いは平成29年度を予定しておりますが、協定締結に際し、将来の費用負担、こちらを担保することが必要となるため、今回駅名改称費用について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

6ページ,歳入の寄附金でございます。一般寄附金,コード番号0002ふるさと龍ケ崎応援寄附金2,566万円でございます。これにつきましては,ふるさと納税制度に係る寄附金等の今年度の推移を勘案いたしまして,増額計上しようとするものでございます。

直井総務部長

その下,繰越金でございます。

一般会計繰越金944万9,000円,これは財源調整でございます。

8ページをお開けいただきたいと思います。

歳出でございます。総務費の1番,一般管理費でございます。職員研修費の旅費を31万2,000円増額補正をするものでございます。こちらにつきましては,常任委員会視察研修にあわせまして,執行部,部長,課長2名ほど同行いたしまして,一緒に研修をさせていただくということで,3委員会分,6名分の旅費でございます。

松尾総合政策部長

続きまして、コード番号01004060ふるさと龍ケ崎応援事業でございます。補正額で976万3,000円であります。内訳を申し上げます。報償費、これは寄附の増加に対する返礼品の不足見込み額を増額補正するものでございます。880万4,000円になります。

それから,11番の需用費でございます。こちらはふるさと納税パンフレットの印刷,それから通知用封筒の印刷製本費,合わせまして46万1,000円になります。

それから、12の役務費でございます。こちらは寄附金の振込用紙や受領書等の通信運搬費で25万8,000円、それからクレジット決済の手数料24万円、合わせまして49万8,000円の増額計上でございます。

その下でございます。コード番号01005000みらい育成基金でございます。2,566万円の増額計上でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました歳入の寄附金相当額について積立金に積み立てようとするものでございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

今度の補正予算の中に、債務負担行為補正として常磐線佐貫駅名改称事業として3億2,900万を計上していることについてですけれども、これは後に請願も上がっておりますので、そちらのほうでも述べたいと思いますけれども、今議会で5名の方が一般質問もされましたし、さらに4地区での意見交換会を全部聞いてきましたけれども、一番の問題は市民合意をどのように得たかという問題で、市長のほうは政策情報誌で知らせてきたことや、いろいろな各会合の中で話をしてきたことという話をされましたが、今度の5月24日の意見交換会、また6月6日の意見交換会で、特に5月24日の意見交換会の中では覚書の話が一言もされずに意見交換会がされて、後に覚書の存在が明らかになったということになっています。

これに対して、市民合意という点では、私としてもこの意見交換会を出発として住民の合意を得ようとしているものと思っていましたけれども、それより以前に事が進んでいるという状態が明らかになりました。また、市長は、今議会の中では、反対があっても次の世代によりよい社会を築くために、どうしてもこれは見直しをせずに断行していくんだということを、そういう決意を述べられています。また、反対の人には話を続けていくということも述べられていますが、しかし、市長のこの決意というか、この駅名改称については断固実行していくという意思が固いわけで、これでは話し合いを続けて住民合意を得ることは当然難しい問題と思います。

さらに今回,債務負担行為で3億2,900万のことを決めていくことは,さらにそれに輪をかけて住民合意をより遠ざけるものだと思いますので,これについては反対をいたします。

後藤委員長

ほかにありませんか。

山宮委員

補正予算の別冊の8ページ, 先ほどご説明いただきました一番上の職員研修費についてなんですけれども, これに至るまでの経緯というのをお聞かせ願えますか。

直井総務部長

これまで執行部側が常任委員会の視察研修時に同行していなかったということで、せっかくの機会、 先進地の視察でございますので、やはり執行部側も先進地に一緒に行って、研修をすべきであろうと いう判断から、今回の補正を計上したものでございます。

山宮委員

以前から、私もいろんなところに視察をさせていただいて、本当に龍ケ崎市にとって参考になるな というのがたくさんありました。その際に、なぜ執行部の方は一緒にいつも行けないんだろうかと逆 に思っていたぐらいですので、今回のこの取り組みというのはすごく画期的ですし、一緒の時間に一緒の場所で一緒のものを見ていただいて、そこで判断していく形というのはすごくいいなと思いましたので、これは私としてもすごくいい取り組みだと思いまして、その経緯をお聞かせいただきました。 続いてよろしいでしょうか。

次に、ふるさと龍ケ崎応援事業についてお聞きいたします。

これにつきましては、返礼品が数多く増えたと思うんですけれども、その返礼品を決めた中で、今までの返礼品の中で、どれが一番今まで人気があったのかお聞かせ願えますか。

宮川企画課長

返礼品、今までは4品で運用していましたが、現在40品程度で運用しているところです。

寄附をいただいた金額によって返礼品は若干違うんですけれども,1万円をいただいた方で一番人気が高いというか多いのが龍ケ崎トマトでございます。

また、3万円、それから5万円という高額の寄附をされた方で一番希望が多いのが当市にあるカガミクリスタルの切り子のガラス製品、これが一番人気というか一番募集が多いものでございます。

山宮委員

ありがとうございました。ホームページなんかを見させていただきますと、龍ケ崎の葉書、12枚入り葉書が今はなくなっているのでというふうに書いてありましたけれども、その葉書もすごく有効的なものなのではないかと思うんですが、それについては、これから追加できるんでしょうか。

宮川企画課長

私どもも追加したくて発注をしようとしたんですが、もう、これについてはもうやっていないというか、これ以上はないということで追加ができないようなんです。だから今ちょっと困っていまして、何か違う方法を考えようかなと考えています。

山宮委員

返礼品でいただいて、食べてなくなってしまうものもありますし、カガミクリスタルのように使いながらそれを使うたびに、これはふるさと納税でいただいたものだと思い出してもらうこともできるんですが、葉書というのは、龍ケ崎のいいところをたくさん12枚の葉書になって、皆さんにその葉書を使って地域の方にもアピールできるものなので、何とかこれが継続できるといいなと思いますので、その辺工夫していただければと思います。

あと、寄附をされた方の中で、使い道を一応聞いていらっしゃるかと思うんですけれども、どのように使われるのが一番望ましいですかというふうに聞いた場合に、どのような使い道が一番いいという答えが多かったでしょうか。

宮川企画課長

一番多いのは、市長にお任せというのが一番多いのですが、目的の中で一番多いのは、未来の子どもたちのために使ってくださいというのが1番、2番目が豊かな自然を生かす取り組みに使ってくださいというのが2番目でございます。

山宮委員

市長にお任せというのもあったそうですけれども、やはり未来の子どもたちのためにというのが やっぱり大事かなと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。 以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので、採決をいたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異 議ありませんか。

【異議あり】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について)及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)の2案件については、地方税法の改正に伴い、所要の改正が行われるものであります。

関連しておりますので,一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

それでは,執行部から説明願います。

直井総務部長

それでは、ご説明をいたします。

議案書26ページのほうをお開けいただきたいと思います。

まず、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について)であります。それと、報告第2号のほうが47ページのほうに出ております。こちらは、龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。2つの条例とも地方税法の改正に伴いまして、所要の改正を行ったものでございますので、一括してご説明をさせていただきたいと思います。

まず、税条例のほうでございますけれども、まず、主な改正の内容でございます。

市民税関係につきましては、住宅ローン減税の対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長することや確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設すること。

固定資産税及び都市計画税関係では、土地に係る負担調整措置等につきまして、現行の仕組みを3年延長することや都市再生特別法に基づき認定事業者が取得します公共施設等に係る課税標準の特例措置(通称わがまち特例)を導入することなどでございます。

軽自動車税関係につきましては、一定の燃費性能を有する軽四輪車等について、平成28年度税率を 軽減すること。

原動機付き自転車,二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日 に1年延期すること。

そのほか共通事項といたしまして、税の減免申請期限を納期限7日前から納期限までに改めることや、番号法の制定に伴い個人番号及び法人番号に係る規定の整備の改正を行ったものでございます。

今回,大変複雑な改正をとっております。条文ごとに改正理由等については,別にお渡しをいたしました資料を配付しておりますので,そちらをご参考にしていただければわかりやすいかなと思います。

説明につきましては、新旧対照表のほうで主な改正部分について説明をいたします。

新旧対照表の18ページをお開けいただきたいと思います。

市税条例等の一部を改正する条例新旧対象表でございます。

まず、第1条に龍ケ崎市税条例の一部改正ということが出ております。ということは、第2条があるわけなんですけれども、38ページの下のほうに、第2条、龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例というのがございます。

こちら第2条のほうは、昨年、平成26年に税条例の一部を改正いたしました。その一部改正条例に施行部分の改正を第2条以下に書いてあるものでございます。大変複雑な改正をとっております。

このような改正をとった理由でございますけれども、第1条と第2条で施行日、それから経過措置等が違うため、改正の手法をとったものでございます。

それでは、18ページにちょっとお戻りいただきたいと思います。

まず、第2条の3号、4号で、番号法の施行に伴いまして納付書に記載をする規定を整備したものでございます。

このような改正、番号法関係の規定の整備が、この後何カ所か出てまいりますけれども、その部分につきましては、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

まず、その下でございますけれども、市民税関係の改正でございます。第23条2項、これは恒久的施設の引用規定が法人税法の引用から地方税法の改正によりまして明記されたために改正をしたものでございます。

その下、31条第2項で、32項全体の改正といたしましては、法人市民税の均等割の税率区分の基準であります資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一するものでございまして、具体的には、20ページをお開けいただきたいと思います。

表の下、4項のほうが追加になっております。この4項を加えまして、これまでの基準であります 資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合計額を均 等割の税率区分の基準とするものでございます。

次に、32条第2項でございます。これは所得税におきまして、国外転出時におけます株式譲渡所得等の課税の特例が所得税法のほうで創設をされております。個人住民税は1月1日に住所を有する者に課税されることから、所得税の計算の例によらないことを明記したものでございます。

それから、飛びまして、第50条、22ページのほうをお開けいただきたいと思います。

50条の2項でございます。減免申請期限の拡大のための改正でございます。この改正規定につきましても、この後何カ所か出てまいりますけれども、説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。

次に、資産税関係の改正でございますけれども、資産税の改正につきましては、地方税法等の改正 に伴います引用条文等の改正がほとんどでございます。また、番号法の施行に伴う改正が主なものと なっております。

88条,25ページのほうでございます。

軽自動車税関係の改正が88条から出ております。これも減免申請期限の拡大の改正であったり、番号法の改正に伴う改正でございます。

27ページをお開けいただきたいと思います。

附則の改正でございます。

まず,第4条の4の2でございます。この規定は,個人住民税の住宅ローン減税制度の適用期限を1年半延長するものでありまして,消費税10%の引き上げが先送りとなったことに伴います改正でございます。

その下,第5条でございます。それから,第5条の2のほうも同じような改正なんですけれども, これは宅地に対します急激な評価額の上昇を抑えるための現行の負担調整措置の特例を3年延長いた しまして,平成29年度までとする改正でございます。

29ページでございます。

第6条をお開けいただきたいと思います。こちらは農地に対する現行の負担調整措置を3年延長して、平成29年度までとする改正でございます。その下、6条の3も同様の改正でございます。

31ページのほうをお開けいただきたいと思います。

第9条特別土地保有税,課税の特例ということになっております。特別土地保有税につきましては, 平成15年から新規課税を停止しておりまして,現在課税物件はございませんけれども,課税の特例の 現行制度を3年延長いたしまして,規定の整備をしておく必要があることから改正をするものでございます。 その下でございます。第10条の2,わがまち特例の創設に伴い、特例割合を定める規定の整備でございます。

32ページのほうをお開けいただきたいと思います。

第6項でございますけれども、具体的な特例割合を定めたものでございます。今回の改正は、平成27年4月1日以後に取得をいたしました資産が適用されます。第6項のほうで、都市再生特別措置法の認定事業者の公共施設の家屋償却資産の特例割合を定めたものでございます。7項、8項が津波防災づくり法の避難施設の家屋償却資産の特例割合を定めたものであります。6、7、8につきましては、対象となる資産は当市にはございません。9、10、11は税法の附則の条の繰り上げによる改正でございます。12項はサービス付き高齢者向けの賃貸住宅の固定資産税の特例割合を定めたものでございます。

次に、35ページのほうをお開けいただきたいと思います。

第11条でございます。軽自動車税の税率の特例でございます。一定の燃費性能を有します軽自動車の燃費性能に応じた平成28年度分限りの軽自動車税の軽減税率を定めたものでございます。

次のページ,36ページのほうでございます。

第11条の2,削除となっております。右側の旧のほうの欄を見ていただきますと、たばこ税税率の特例というのが出ております。この条文が削除となったものでございまして、旧3級品、いわゆる非常に価格の安いたばこでございますけれども、特例税率の廃止のために、この11条の2を削除するものでございます。平成28年から31年まで、段階的に引き上げを行っていくものでございます。その規定は改正条例の附則第5条第2項のほうに記載をされております。

次に、38ページのほうでございます。

今度は第2条といたしまして、市税条例の一部を改正する条例ということで、平成26年、昨年改正をしたものの未施行部分の改正についてでございます。

附則の第11条関係でございますけれども、軽自動車の税率を重くする重課の規定につきましては、 平成28年度から適用されるよう改正済みでありましたけれども、今回の改正によりまして、グリーン 化特例が新設されたため、所要の改正を行ったものでございます。

39ページをお開けいただきたいと思います。

一部附則のほうでございます。これは一部改正条例の附則になっております。施行期日第1条ということでございますけれども、これは第3条も同じ改正内容でございます。平成27年度分以後の軽自動車税について適用するとされていました原動機付き自転車、二輪車の税率の適用を1年間延長するものでございます。

次に、40ページでございます。

第5条でございます。軽自動車税グリーン化特例が新設をされまして、附則第11条第1項に加えられたため、条文の整理をしたものでございます。

税条例のほうは以上でございまして、次のページ、41ページのほうに報告第2号 龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例が出ております。

まず、第2条地方税法の対象条項の追加に伴います改正でございます。

その下、附則でございます。2項が追加をされております。わがまち特例の創設に伴います特例割合を定めるものでございます。第3項でございますけれども、地方税法に伴う改正の条文整理でございます。第4項から第8項までは、宅地に対する現行負担調整措置等による課税の特例を3年延長する改正でございます。

43ページのほうでございます。

上のほうの9項でございます。農地に対します現行の負担調整措置等による課税の特例を3年延長をするものでございます。

その下,10項でございます。10項から12項まででございますけれども,市街化農地に対します現行の負担調整措置等による課税の特例を3年延長するものでございます。

44ページのほうでございます。

第14項都市計画税条例附則の項の繰り下げによる改正でございます。16項でございますけれども、現行措置を3年延長をするものでございます。

都市計画税条例につきましても、以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

まず、市税条例の一部改正する条例のほうですけれども、この中に番号法の整備に伴って、この市税条例の改正の中にも25項目にわたって個人番号を記載するという内容があります。これはマイナンバー法に伴う改正と思われますが、マイナンバー法は2013年に成立して、現在まだ施行前ですけれども、現在の国会の中に健康診断、預金口座、また予防接種に関するところ、あと、中所得者向けの公営住宅の管理に関する利用拡大という改正案が出ています。番号法では、決められたときには、施行後3年をめどに利用拡大について検討すると定めてあったわけですけれども、現在施行前にこういう改正案が出ている問題と、あと、またこれに伴って市町村のシステム改修やその他がまだまだ準備不足と当然思われますし、利用拡大をどんどん進めることによって、年金問題でも明らかになったように漏洩問題というのがつきまとう問題になりますので、市税条例については、ここの中身についてだけ反対です。

あと、都市計画税については、質疑の中で、龍ケ崎市内にはこれに該当するものはないというふう に答弁があったと思うんですけれども、そこだけ確認いたします。

森田税務課長

まず、都市計画税のわがまち特例の該当要件についてでございます。こちらにつきましては、都市計画税でわがまち特例が定めております部分が都市再生特別措置法関係の施設でございます。現在、都市再生特別法関係での龍ケ崎の指定はございませんので、こちらの部分については該当いたしません。

以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので、採決いたします。報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議 ありませんか。

【異議あり】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。報告第1号、本案は原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 次に、報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度龍ケ崎市一般会計補 正予算(第9号)の所管事項)について、執行部から説明を願います。

直井総務部長

それでは、報告第3号 平成26年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第9号)についてご説明をいたします。

別冊の資料のほう,真ん中辺に処分第2号というものが出ております。ページが会計ごとに1から始まっていますので、ちょっとわかりづらいと思うんですが、ありましたでしょうか。

処分第2号 平成26年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第9号)でございます。

まず、これは26年度、昨年度の補正予算を専決処分で補正をしたものでございます。

歳入歳出総額にそれぞれ1,906万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を250億2,042万1,000円とするものでございます。

4ページのほうをお開けいただきたいと思います。

松尾総合政策部長

4ページの上のほうです。第2表繰越明許費補正の変更でございます。

庁舎管理費2,319万9,000円を2,809万円に変更したものでございます。これにつきましては、庁舎1階北側を福祉フロア化するとともに、2階会議室を改修いたしまして、納税課、それから教育委員会スポーツ推進課の事務室に転用したものでございます。

あわせまして,既存の教育委員会の照明設備の改修,それから1階に授乳スペース等を新設したものでございます。

工事につきましては, 夜間, 閉庁に限られたことから, 進捗状況に応じまして繰越額を増額したというものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

直井総務部長

一番上でございます。

歳入でございます。一番上、地方交付税でございます。

普通地方交付税893万1,000円を増額をしたものでございまして、調整率による割り戻し分の追加交付があったものでございます。

松尾総合政策部長

続きまして、国庫支出金の国庫補助金、総務管理費補助金でございます。社会保障税番号制度システム整備費でございます。これにつきましては、制度対応のためのシステム整備費の補助金の追加交付分でございます。664万2,000円であります。

直井総務部長

下から3段目,19繰越金でございます。コードナンバー0001一般会計繰越金,これは2,309万2,000円,財源調整のために歳入として計上したものでございます。

その下、諸収入の雑入でございます。コードナンバー0078県市町村振興協会市町村交付金867万3,000円、これはオータムジャンボ宝くじの交付金でございます。

12ページのほうをお開けいただきたいと思います。

歳出のほうでございます。14番の基金費でございます。積立金、公共施設維持整備基金費に積立金 1億6,000万円ほど、28年度以降の事業に充当するために積み立てたものでございます。

16ページ,お開けいただきたいと思います。

公債費,一番下です。12番公債費元金でございます。補正の額につきましては,変わっておりませんけれども,財源,地方債のほうを910万円減額をいたしまして,一般財源910万円増額をしております。充当財源の振り替えをしたものでございます。

以上です。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員

歳入の部分に入っております社会保障税番号制度システム整備費の664万2,000円ですけれども、これは26年度の補正の歳入のみのところなんですけれども、先ほど述べましたようにマイナンバー制度に伴う補助金ですので、これについては反対をします。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

別にないようですので、採決をいたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議あり】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、請願の審査に入ります。

平成27年請願第6号 龍ケ崎市住民の合意を得ないまま龍ケ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止することを求める請願についてであります。

事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

後藤委員長

それでは、各委員からご意見等ありましたら、お願いします。

石引委員

私自身、佐貫駅の西口にもう48年住んでいます。今回の請願、私は最初賛成をしておりました。その理由としては、やはりこの請願書にも書いてあるとおり、市民の合意を待たないままJRとの協議をしてしまった。そのことに対して、市民がどれだけ驚き、不信感を市長に持ったかという部分に関しては、やはりこの請願書どおり、市政に一石を投じたいという思いはすごく伝わったので、私は最初請願に賛成をしておりました。

それで、市長がなぜこの件に関して意見交換会等でも市民にその点について謝罪をしないのかというのがすごく疑問を持っていましたが、先週の一般質問で後藤敦志議員の答弁の中に、市長が今回のことに関しては本当に市民の皆さんに申しわけなかったと謝罪の声が聞けたので、であれば、今後二度とこのような、市民をそういう動揺させたり、困惑させるような市の政策を進めるということは、この市長はないのではないかと私は考えました。

佐貫駅西口に住んでおりますので、周辺の皆さんとちょっとお話もしました。佐貫駅周辺整備が全然されていない現状で、今までいろいろな案があったんですが、全然整備はされてきていないというのが佐貫駅周辺の住民の思いなんですね。ですが、今回本当に佐貫駅周辺整備をきちんとしてくれるなら、きちんと本当にやってくれるのであれば、佐貫駅名の改称もいたし方がないかなというふうに思われている住民の方も中にはやはりいらっしゃいます。ですので、私は大規模な周辺整備だけではなく、短期的に今住んでいらっしゃる方が、ああやっぱり変わってよかったと思えるような小さな工

事からも全て含めた上で、今回周辺整備をきちんとやってくださるということであれば、私は佐貫駅 周辺の住民ですが、今回の請願については反対をしたいと思っております。 以上です。

金剛寺委員

私は、この請願に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

きちんともとに戻して市民合意を得る努力をすることが必要と思われます。

先ほど、市民との合意等の問題では少し意見を述べさせていただきましたけれども、市長は、この問題については断固実行するという姿勢を崩されておりませんので、このまま現時点で市民の合意が得られないという請願になっておりますので、このまま進めることは幾ら市長が話し合いを続けるといっても、それは単に説得に過ぎないわけで、ますます市民との合意は得られなくなると思います。 さらに、市長は、オール龍ケ崎という言葉を何回も繰り返されていましたけれども、そのためには、

また、この駅名変更についての経済効果の問題も一般質問の中で何名かから出されていましたけれども、最後はそれに対しては、数字には表せない、また計り知れない無限の可能性とまで言われましたけれども、実際に数字に表すことができないものをどのような形でそのように言われるのかちょっと疑問に思われます。

そして,その駅名を変更するだけでは龍ケ崎市が発展するわけではなく,しかし,駅名変更があらゆる施策の突破口というような話もされていますので,これについてはちょっと疑問を感じるところです。

あと、佐貫駅周辺について開発整備計画をするんだということの答弁もありましたけれども、しかし、どのようにこの佐貫駅周辺の整備をするかについては、基本構想策定はこれからだということで、中に東口ロータリーの渋滞解消の問題とか、雨水管の設置の問題、あと道の駅とか、一部台の下の開発みたいなところも示されていますけれども、実際にはまだ具体的にわかっていないし、しかし、この道の駅開発であるとか台の下の開発になると、これ自体が非常に大きな問題であると思います。これは実現性の問題とか、あと、これ例えば道の駅にしても、採算性の問題とか、十分に今後精査を要する問題だと思います。これを一緒に挙げられて、佐貫駅周辺を開発して、これに一緒に佐貫駅名を改称する問題は、本来違うと思います。

また、費用についても、JRに支払うべき3億2,900万という数字のほかに、市独自の費用というのが今回の質問の中ではまだわからない、しかし、億にはならないというような答弁になっていますけれども、当然これにプラス費用はかかるわけで、この請願理由のとおり、私は賛成をいたします。以上です。

山宮委員

私は龍ケ崎に越してきて、ちょうど20年になります。この町に越してきた理由の一つとしましては、やはりまち並みのきれいさとか、あと牛久沼から見た夕日のきれいさとか、たくさんありました。最終的には、教育環境のすばらしさを選んでこの龍ケ崎に越してきました。東京出身の私ですので、友達がたくさん東京のほうから遊びに来てくれるのもあります。どこでおりたらいいのと必ず聞かれるときに、佐貫といいますと、うちの主人は愛媛県に住んでいます。四国の讃岐をすぐ思い出してくださる友達が多くて、「佐貫って茨城にあるんだ」とまず聞かれます。その次に「じゃ、どこらへん」と聞かれて、必ず説明をするのが「取手の次の次」か「牛久の1つ手前」と言って佐貫駅を理解していただくことがずっとありました。

そんな中で、自分自身もこの龍ケ崎に20年住んでいく中で、本当に最初に越してきた頃とは全然まち並みも明るく、きれいに、いろいろな施設が増えてきて、住みやすい環境が整ってきているなというのをずっと感じています。現実にはやはり、佐貫駅を今子どもも主人も毎朝利用させていただいております。私も朝、子どもを駅に送っておりますけれども、渋滞もありますし、やはりロータリー等いろいろ改善する場所はあるなという意識はずっと持っていました。

その中で、最初、この駅名改称のお話を聞いたときには、やはり駅名だけを変えるというだけではお金の無駄遣いになるなというのを感じました。そのお金の金額だけがひとり歩きをしているような状況もすごく感じました。その中で、この市制施行60周年を迎えて、新たなこれからの龍ケ崎をつくっていくという市長の決意の中で、やはりこのままではいけないと私も感じておりますし、龍ケ崎がどこのまちよりもみんなからうらやましいと思われるような施設をしっかり、また道の駅等も含め

まして、つくっていく中であるならば、また駅周辺の整備をしていく中であるならば、先ほど石引さんもおっしゃっていましたけれども、地元に住んでいらっしゃる石引さんがあそこまで話をしてくれたというのは、相当勇気がいるなと私も思います。

しかし、ニュータウンの中に住ませていただいて、今はニュータウンだとか旧市街だとかという分け隔てなく、みんな龍ケ崎が大好きになってきています。先日もアド街ック天国、東京テレビでやっていましたね。あのときに出ていたお店はほとんど龍ケ崎、一部阿見があったり、ときには牛久があったり、でも牛久特集でした。でも、現実たくさんの方からお電話いただいて、あれ全部牛久じゃないの、ほとんどが龍ケ崎だよという話をしたときに、龍ケ崎ってどこよという話がまた出ました。本当にこれを説明するのに、情けないという感じもしましたけれども、今が本当にチャンスなのかなということも思いますし、何年も前に反対された建物が今できて、みんなが喜んでいますし、アリーナにしても、グラウンドにしても、フィールドにしても、いろいろな方が利用されて、龍ケ崎の人以外の方がみんなうらやましく思ってくれているのもよくお聞きしております。

現状で今はわからないかもしれないけれども、後になったときによかったねと言っていただけるような施策を、そして、この駅名を改称することによって、逆に市長が駅周辺の整備も含めてということを約束してくれているわけですから、逆にその約束を取りつけられたと思ったら、ぜひやるべきだと私は思っています。

ですので, 反対です。

鴻巣委員

今お話ありましたけれども、これもう本当に大分前から上がっていた案件で、昭和59年には2万人の署名と紹介議員が16名で変えてくださいと。そして反対が1万1,000人の署名と紹介議員が2名で、反対は2名だったんですね。当時もやっぱり変えてくれという人らが多かったんです。議員も署名も当時から。そして、その後ライオンズクラブや何かからも駅名変更についてずっと出てきました。私もこの議会に長くいますので、その議会でもその間いろいろなやりとりがありました。

特に、その中で一番、松田前議員なんかも頑張ってやっていて、そして私たちも一緒に当時グループというか仲間でやっていましたので、その人たちと一緒に、当時の議員で平成19年、大竹孝議員、信田議員、寺田議員、石山議員、鴻巣私、それから近藤博議員、岡部議員、曽根議員、松田議員、杉野五郎議員、島田佳代子議員と11人で常磐線の駅名を変えてくださいという要望書を出しました。そして、これからきっと本格的に動いたんだろうとは思うんです。アンケートをとったりいろいろやっていますから。

ただ、そのアンケートをとる前の話としても、当時、串田市長の当時ですが、いろいろ一般質問をやっていく中で、これは行政主導でやるんですか、市民主導でやるんですかと言ったときに、当時の執行部の答えは、木村企画財務部長です。今は佐貫に住んでいます。その部長の答弁は、行政が中心となってやるということを当時も答弁しているんです。それは、中山市長ではなくて串田市長、当時の副市長、それから恐らく庁議で話し合って、こんな大事な案件ですので庁議で当時も話し合ったと思うんです。それで、そのときも行政が中心になって行うよということをきちっと答弁しているし、これはもう議事録にも残っていますので、これは本当にもうそういうことで、中山市長になったから急に始まったとか、そういう問題では私はないというふうに理解をしています。

それから、金曜日に、市長の公約にあるとかないとかいう話も出ましたけれども、私はきちんと公約で述べたと思っています。10時の出陣式に、きちんと改称に向けてやっていきますよと。そして、議会でも駅名改称に向けて調査研究をしていくというふうに言っていますので、これ、多くの人が聞いたら、改称に向けて調査研究をしているということを、改称をするというふうに捉えると思うんですよ。改称をするために調査研究するということはどういうことかというと、改称ができるのかできないのかという調査とか、それから費用はいつ頃、幾らかかるのかとか、いつから始まったらいいのかとか、そういう調査だと思うんですよ。ですから、これは議会の中できっちり発言しているんです。これを議会で言っていないというのは、それはもう言葉尻だけを取り上げて言っているだけの話だと思うんです。

今回,今山宮さんからもお話ありましたけれども,運動公園の話も出ましたが,私も当時,運動公園をつくるときは議員四,五人で反対をしました。串田市長が運動公園をつくりますということを公約に掲げてきて,当選しても,私は,当時は反対をしました。今思うのには,今は反省しています。何であのとき反対したんだろうと思って。今になったらとてもできないし,本当につくっておいてよ

かったなと思って。やっぱり議員としてそういう反省も、ただ思ったからやったということだけではなくて。

そういう意味で、後藤敦志議員も市長が公約に掲げていれば私は反対しませんと言っているんですから、どうしても反対という意味ではないのかなというふうにも思うし、やっぱりこれは時期もあることだし、この時期を逃したら、あといつになるかわかんないし、できるかできないかもわからなくなるので、ぜひこの機会にいい時期だと思うんです。消費税が上がるときにやるということで、ぜひこの機会にやっていただけるように、私はこの請願には反対いたします。

後藤委員長

ほかにございませんか。

寺田委員

これまで佐貫駅名改名については、かなり協議をされてきたということで、ただいま鴻巣議員のほうからも話がございましたが、平成19年のJR佐貫駅を改名する要望書、私も含めて11名の議員で提出をさせていただいております。現在でもその思いに変わりはございませんので、今後もJR東日本とは協議を進めていくべきだというふうに考えております。請願に対しては不採択という考えです。

後藤委員長

ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。平成27年請願第6号 龍ケ崎市住民の合意を得ないまま龍ケ崎市と東日本旅客鉄道株式会社の間で進められているJR佐貫駅名改称の協議を中止することを求める請願につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成少数であります。よって、平成27年請願第6号は不採択とすることに決しました。 続きまして、平成27年請願第7号 「安全保障関連法案」の廃止へ意見書提出を求める請願につい てです。

事務局に請願を朗読させます。

【事務局朗読】

後藤委員長

休憩します。

【休憩中 総務委員会協議会開会 藤沢宏至請願者 内容説明】

後藤委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。 各委員からご意見等がありましたら、お願いいたします。

山宮委員

この「安全保障関連法案」の請願につきましては、私は不採択といたします。

その理由につきましてですけれども、今請願者の代表の方からいろいろご説明ありましたけれども、この法案は、やはりこの請願者のお名前の上に「戦争法案」と書いてありますが、安倍総理がおっしゃったように戦争法案という名前自体が間違っていると思います。この戦争を起こさないために、どう頑張って努力していくかというためにつくられたものでございますので、例を言うとすれば、10年前と今の世の中、日本の状況、現状、世界の状況がすごく変わってきていると思います。

10年前では、今こうやって平和に暮らしている最中でも突然弾道ミサイルが飛んでくるようなこととか、そういうことがあり得るわけですね。それが私たちが何も知らないで暮らしていられるという

のは、その都度、やはり自衛隊の方々が政府からの指示に従って守ってくれているという部分があるんですね。数字的なことを申しますと、平成16年では国籍不明機による緊急の自衛隊の発進というのが、平成16年は1年間で141回だったんですが、平成26年になっては943回も出動しております。

このような現状を見たときに、日本がいつそのようなことに巻き込まれるかわからない。そうならないために、戦争を絶対してはいけないということを踏まえた上で、しっかり今、先ほどもおっしゃっていましたけれども、新三要件をしっかりとつけたのは公明党でございます。この新三要件があることにより、以前よりも縛りがきつくなっておりますので、戦争が絶対できなくなるような方向で私たちは考えております。

先ほども軍事予算の拡大がとここに書かれておりますけれども、10年前に比べていかがでしょうか。中国は、今10年前より約3.8倍軍事力が増えています。防衛費が上がっております。ロシアは5.9倍です。韓国は1.8倍。あのアメリカでさえ1.36倍。もともとの原資が大きいですけれども。日本はどうでしょうか。0.98倍と下がっております。そのような中で、本当に日本国民を守っていくために、今国会の中でもいろいろな議論をされておりますけれども、絶対に戦争はやってはいけないというのは、本当に私女性として、また母親としてもちろんのことであります。どのように日本国民を守っていくかということをしっかり、まだ議論はされていますけれども、その中でしっかり精査をしていく中で行ってまいりたいと思います。

ですので、この法案に対しては不採択といたします。

金剛寺委員

私はこの請願に賛成の立場で発言をさせていただきます。

その理由は、1つは、まず6月4日の衆院の憲法審査会の参考人質疑で自民、公明党の推薦も受けた方も含めて、3名の参考人が全てこの法案は憲法違反だということを述べられています。そのように、憲法下でこういう法案そのものを出すことが非常に問題があるものだと思います。

次には、今国民の大多数がこの法案に反対をしているということです。例えば、最近の調査でも6月8日の読売新聞では、反対が59%、賛成が30%となっています。

また、各地で今反対集会も開かれていて、6月14日の国会集会には2万5,000人、6月20日の女性集会には1万5,000人が集まったと報道されています。また、各地で、水戸でも6月17日は超党派で開催をされていますが、そのほか若者集会、学生集会など、多面にわたって今反対運動が起きています。

内容の問題につきましては、今国会で審議中の中でいろいろな問題が起きていると思います。大問題の1つは、今まで戦闘地域には行かないということを外して、戦闘地域、確かに後方支援ということを盛んに言われていますけれども、そもそも、その後方支援という言葉自体が日本の造語で、兵たんというのが正式な名称だそうで、兵たんは武力行使と一体化として憲法が禁じた武力行使に当たる。必ず軍事攻撃の目標とされるということが国際法上でも認められている点だと思います。

最近、私も元自衛官でこの兵たんの任務に当たる任務だったという人の話を聞いたんですけれども、 兵たんは必ず攻撃の目標とされることを想定として、複数の部隊に分けてこの支援はされると。どこ かが潰されても、必ずどこかが成功するような戦略をとるものだということを話を聞いています。で すから、必ず軍事目標の攻撃となるということだと思います。

第2には、国連平和維持活動ですけれども、これまで政府が定めていたPKO法5原則は守るということは言っていますけれども、この範囲を大幅に広げるということになっています。一番問題となっているのは、形式上停戦となっていても、混乱が続いている、一番今例として挙げられているアフガニスタンの治安維持部隊、そういうのにも出動ができるというか、こういうところへの出動を否定をしませんでした。

さらに、集団的自衛権の問題ですけれども、日本がどこからも攻撃がされていないのに、アメリカの戦争に自衛隊が参戦して海外での武力行使を可能にするもので、新三要件のお話もございましたけれども、アメリカが先制攻撃を行った際にも、集団的自衛権が発動できるかという問題については、これを首相は今、否定をしていません。これらを通じて、今自衛隊のリスク増ということが大幅に増すと思います。実際、イラク南部サマワに派遣されたときの陸上自衛隊でも、23発の攻撃を受けているとか、航空自衛隊ではC-130の輸送機では、上空を4発の迫撃砲が飛んでいったという報道もあります。それが、より危険な任務につくことによって、相手から攻撃をされ、戦闘状態に陥ることも十分考えられますので、自衛隊の派遣、さらに今回国会の中でも明らかになったように、インド洋やイラクに派兵をされた中に自ら命を絶たれた方が多数おられること自体も大変な問題だと思います。

地方自治体にとっても、そういう犠牲者を生まないため、さらには先ほど山宮議員のほうからも軍事費の問題については話がありましたけれども、平成27年度、今年度予算では軍事費は5兆円という最高の額に達しています。しかし、その中身でいけば後年度負担というのも大きいし、海外で戦争するための装備品、例えばオスプレイであるとか、F-35、イージス艦、潜水艦、水陸両用車など、こういう武器を予算に計上されているということで、この軍事予算というのはこれからもますます増大していくものと思われます。

それに伴い,常に地方自治体にとって大事な福祉費,その辺が減らされることになっては大変なことだと思いますので,この請願に賛成をいたします。 以上です。

後藤委員長

ほかにございませんか。

それでは、お諮りいたします。平成27年請願第7号 「安全保障関連法案」の廃止へ意見書提出を求める請願につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員举手】

後藤委員長

賛成少数であります。よって、平成27年度請願第7号は不採択とすることに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。 これをもちまして総務委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。